

働き方改革推進セミナーの開催について

～長時間労働による健康障害防止と同一労働・同一賃金等について～

主催 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

働き方改革推進のため、中小企業を除き時間外労働の上限規制が本年4月1日に施行され、産業医・産業保健機能の強化についても同日に施行されたところであり、各事業場においては、適正な労働時間管理や長時間労働等による健康障害防止の取組みを確実に実施することが求められています。

また、2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）からは正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されることから、賃金規定等の労働条件について検討・整備する必要があります。

以上のことから、本セミナーにおいては、労働時間管理等の労務管理や健康管理及び同一労働・同一賃金ガイドライン等について、多数の事業場に対する臨検監督等の経験が豊富な元労働基準監督署長を講師としてお招きし、最近の裁判の判例なども踏まえ解説することとしました。

経営者、安全衛生の管理者、人事・労務担当者をはじめ多くの皆様のご参加をお待ちします。

記

1. 日 時 2019年5月29日(水) 講 演 13:30~16:00 (受付 13:00~)
2. 会 場 (公社)神奈川労務安全衛生協会 3F 会議室
横浜市中区相生町3-63 (JR 関内駅下車 北口より本町方面へ徒歩5分)
ヤオマサビル (地図は受講票に明示します) TEL 045-662-5965
3. 定 員 60名
4. 対 象 者 経営者、管理者、人事・総務・労務担当者など
5. 内 容 (1) 時間外労働の上限規制及び長時間労働による健康確保対策等
(2) 同一労働・同一賃金ガイドライン等
6. 講 師 社会保険労務士 元労働基準監督署長 片寄 茂夫 氏
7. 受 講 料 一般 6,170円 会員 5,140円
8. セミナー申込方法

- ① 下記申込書に必要事項を記入し、当協会あて郵送してください。(一般の方は銀行振込控のコピーを必ず貼付してください)
- ② 振込手数料は、貴社負担をお願いします。
- ③ 申込は先着順に受付とし、定員になり次第、締め切りますので早めに手続きしてください。
- ④ インターネットでの申し込みが出来ます。詳しくは協会のホームページをご参照ください。

振込先

横浜銀行・関内支店	普通	No.1063993
みずほ銀行・横浜中央支店	普通	No. 762626

受取人 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

第1回人事・労務管理実践セミナー申込書

2019.5

(公社)神奈川労務安全衛生協会 御中

(※印欄は記入しないこと)

会員番号					一 般
------	--	--	--	--	-----

※受 講 番 号	受講者氏名

受講料 一 般 @6,170円× 名 円
会 員 @5,140円× 名 円

合 計 円 (消費税等込)

*会員事業場の方で銀行振込控がない場合は下記にご記入下さい。

↓どちらかに○印

事業場名

〒

所在地

振込先	横浜銀行関内支店
振込日	みずほ銀行横浜中央支店
	月 日 振込 (予定)

担当者所属
氏 名

TEL

※ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。